

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期) 進行管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート

資料2

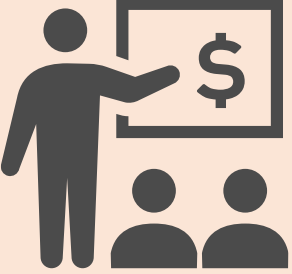
Ⅱ：重点プロジェクト【5年間の取組】		R元(現状)	項目	R3	R4	R5	R6	R7	進捗状況	R6年度 達成率評価	R7(目標)	達成率	達成率評 価
1 花粉の少ない再造林 促進プロジェクト	1-1 年間再造林面積(単年度)	-	目標値	20ha	27ha	35ha	43ha	50ha	主伐・再造林について、高い補助率で手厚い支援を行い、森林所有者等への働きかけを行ったが、目標を達成することができなかった。	B	50ha	62%	C
		11.5ha	実績値	19ha	30ha	42ha	31ha						
		-	達成率	95%	111%	120%	72%						
2 災害に強い森林づく りプロジェクト	2-1 ライフライン保全整備箇所数(累 計) ※関係者との適切な調整のもと、予防的に伐採 処理等が行われた箇所	-	目標値	5箇所	10箇所	15箇所	20箇所	25箇所	市町、森林所有者およびインフラ施設管理者と連携し、インフラ周辺の森 林整備等に取り組んだ。	A	25箇所 (累計目標)	136%	A
		-	実績値	11箇所	25箇所	30箇所	34箇所						
		-	達成率	220%	250%	200%	170%						
3 「やまの健康」推進プ ロジェクト	3-1 地域資源の活用に取り組む森林・ 農山村団体の数(累計)	-	目標値	7団体	9団体	11団体	13団体	15団体	令和元年以降累計で、「やまの健康」モデル地域の関係団体やその他地域 で活動する21団体に対し、地域資源を活用した商品やサービスの開発に向 けた取組について支援した。 ※進捗率 (24-5)/(15-5)=190%	A	15団体 (累計目標)	190%	A
		5団体	実績値	16団体	18団体	21団体	24団体						
		-	達成率	229%	200%	191%	185%						
4 公共建築物木造化プ ロジェクト	4-1 県産材を活用する建築設計に関 する支援を行った公共建築物数(累 計)	-	目標値	10件	15件	20件	25件	30件	県および市の整備する公共建築物に対して、木造化促進アドバイザーによ るアドバイスを行った。県産材による設計や工事発注による利用拡大、調 達可能な木材による適切な価格や工期設定による施設整備の着実な実施、 発注者や設計者の木材利用に関する理解醸成による公共建築物の木造化の 推進が図れた。 ※進捗率 28/30=93%	A	30件 (累計目標)	93%	A
		-	実績値	10件	17件	21件	28件						
		-	達成率	100%	113%	105%	112%						
	4-2 産業用建築物における木造率 ※建築住宅着工統計における公共建築物と民 間非住宅の合計	-	目標値	6.3%	6.8%	7.3%	7.8%	8.0%	公共建築物への木材利用を促進する取組を行ったものの、産業用建築物に おける木造率は前年度と同程度であった。	B	8%	80%	B
		5.8%	実績値	7.4%	7.9%	6.5%	6.4%						
		-	達成率	117%	116%	88%	82%						
5 木質バイオマス地域 循環プロジェクト	5-1 エネルギーとして利用される木質 バイオマスの量(単年度)	-	目標値	23,200絶乾トン	24,900絶乾トン	26,600絶乾トン	28,300絶乾トン	30,000絶乾トン	昨年に比べ実績値が減少し目標を達成できなかった。発電設備の法定検査 で止めていた期間が長かったことに加え、チップの水分量が多く絶乾トン に換算した時に数量が小さくなったことが原因。 発電：24,124絶乾トン 熱利用：111絶乾トン	B	30,000絶乾トン	81%	B
		21,497絶乾トン	実績値	31,475絶乾トン	28,155絶乾トン	28,682絶乾トン	24,235絶乾トン						
		-	達成率	136%	113%	108%	86%						
6 木育活動促進プロ ジェクト	6-1 木育指導者の数(累計)	-	目標値	5人	7人	9人	12人	15人	以前から活動されている2名の木育指導者と協力し、木育講座を開催し、 木育指導者の育成を図った。また、講座に参加された方に木育イベントに も参加していただき、今後の指導者としても活動につながるよう取り組ん だ。 ※進捗率 12/15=80%	A	15人 (累計目標)	80%	B
		-	実績値	2人	6人	9人	12人						
		-	達成率	40%	86%	100%	100%						
7 林業人材育成プロ ジェクト	7-1 滋賀もりづくりアカデミーにおけ る既就業者コースで技能向上に取り組 む作業班数(累計)	-	目標値	13班	18班	28班	38班	50班	R元年度から開始した基礎研修は、支援対象となる全作業班に対し研修を 行った。技能向上の研修についても全作業班について行う予定であった が、R4以降は育成対象とする作業班を絞り込み、内容の充実をはかった 育成に変更して取り組んでいるところ。 ※進捗率 13/50=26%	D	50班 (累計目標)	26%	E
		-	実績値	7班	9班	11班	13班						
		-	達成率	54%	50%	39%	34%						

個々の取組の達成率の評価 A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

滋賀県分収造林事業あり方検討会の 検討状況について(報告)

諮問事項と役割分担

滋賀県の森林・林業行政の推進における 一般社団法人滋賀県造林公社の果たすべき公益的役割について



あり方検討会

(役割)

- ・ 造林公社の行う分収造林事業を経営的視点から評価、検討

令和6年9月の設置以降、
4回にわたり開催。

分収造林事業のあり方、公社組織のあり方、公社林整備のあり方について議論・検討

9月1日開催予定
第5回検討会

検討結果
とりまとめ





森林審議会

(役割)

- ・ あり方検討会の検討結果を基礎としつつ、公益的視点から諮問事項について審議

R 7. 9

今後の森林
行政について

R 7. 12

公益的役割
あるべき体制 等

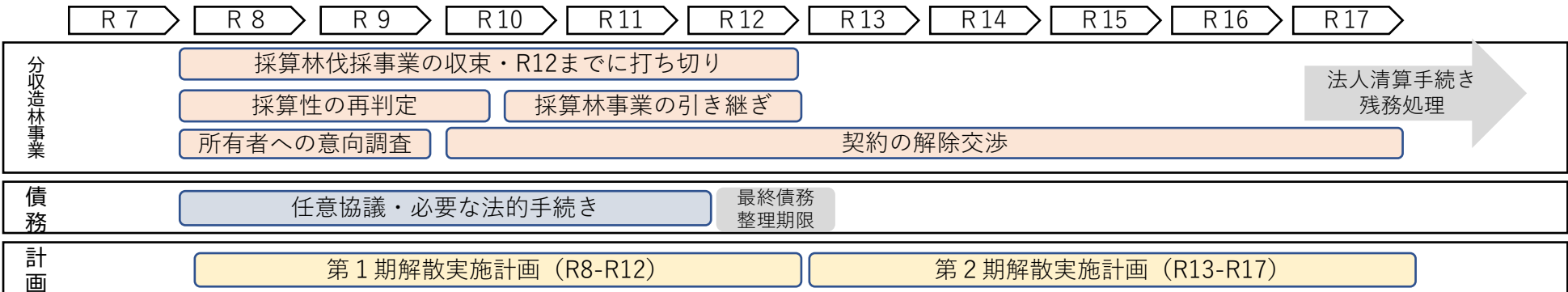
分収造林事業のあり方

★ 分収造林事業のあり方の方針（案）

現在の社会経済情勢下では、伐採収益で総額約188億円の債務弁済を行う事業スキームは実質的に破綻状態である。そのため、これまでの経営に区切りをつけ、将来に持続可能な森林整備の形へ移行するために、造林公社が行う分収造林事業は中長期的（5～10年を目途）に収束させる方針とする。

事業収束に向けた基本方針

分収造林契約の取り扱い	採算林の伐採	債務整理	長期計画・中期計画
契約満了を待たずに、 契約上の公社の持分を放棄する形で、契約の合意解除 を行い、 森林の所有権を土地所有者へ返還 する。	県として、分収造林事業の継続によって 債務弁済を受ける目的での団体運営費の支援は、継続できない。 団体運営費支援が無くなる前提で、採算性を再判定し、事業収束に向けて、 採算林伐採事業の打ち切りを図る。	整理の必要な債務額のうち、少なくとも、滋賀県が保有する債権については、将来的な全額放棄を念頭に、 債権者－債務者間で債務問題の解決を図るための任意協議を進める。	中期経営改善計画は、令和7年度末に、長期経営計画は、債務整理に目途が立った段階で、廃止する。 今後は、 5年を計画期間とする解散実施計画を策定 し、必要な手続きを進める。



一般社団法人滋賀県造林公社の組織のあり方

<あり方検討会での組織のあり方に関する主な意見>

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・県と公社に責任が分離した状態でお互いに牽制がかからなかったことがこの問題の原因ではないか。
- ・採算林と不採算林を同時に扱ってきたことが公社に関する判断を歪ませてきた一つの要因。
- ・今後の公的な役割が環境林整備や森林管理に特化するのであれば、担う組織に機動性や柔軟性は不要。
- ・環境林整備に特化するのであれば、安定的な管理や政策決定、県全体の森林を俯瞰した政策判断が必要。

◎分収造林契約解除後の公社林の取り扱い（案）

採算林

- ・森林組合をはじめとする民間林業事業体へ伐採事業を引き継ぎ、**林業経営を推進**する。

不採算林

- ・所有者管理が難しい森林を対象に、**公的管理を推進**する。

あり方検討会での議論を踏まえ、
今後の公的役割は、不採算林への
環境林整備・森林管理に特化する

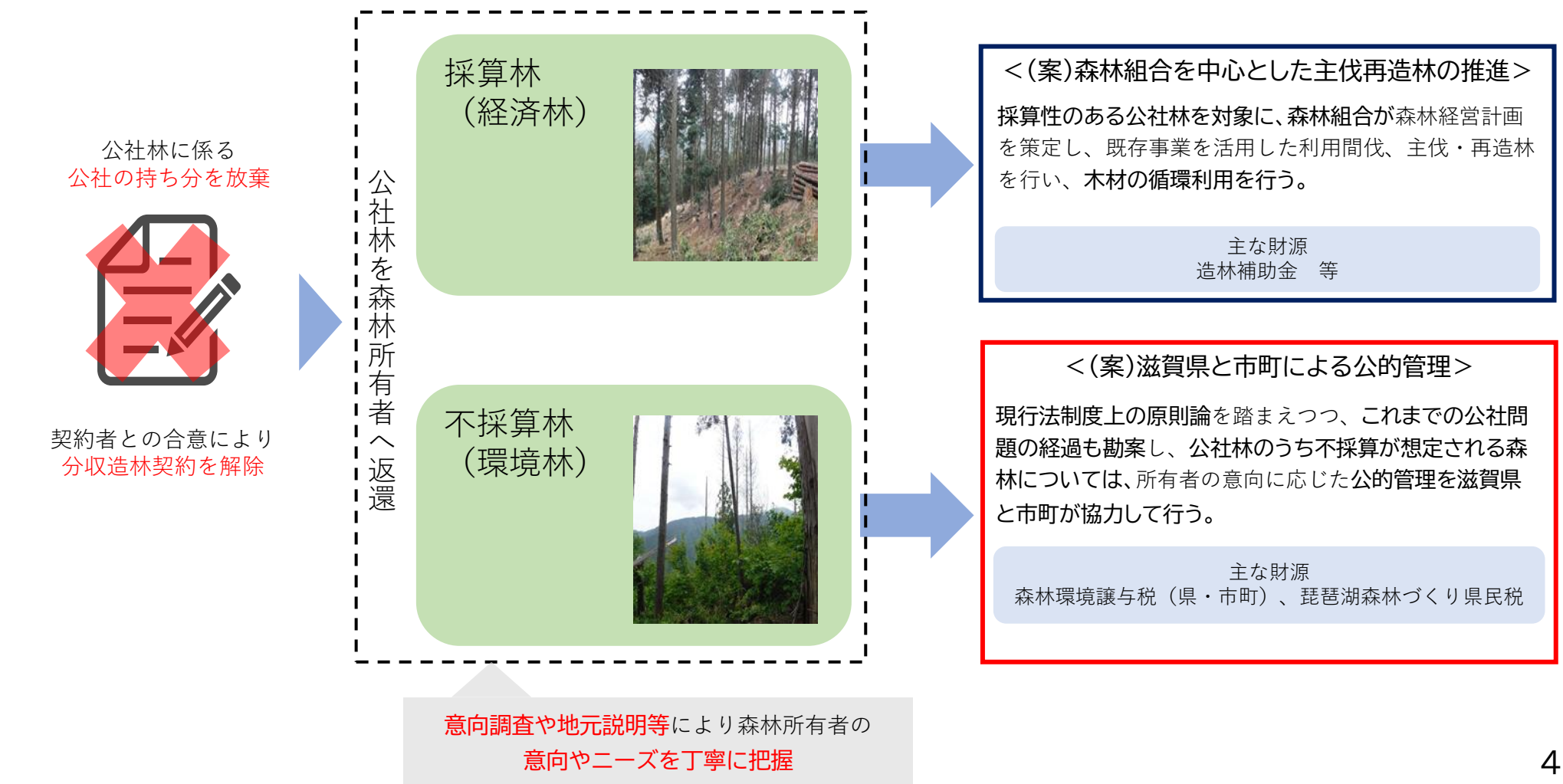
★ 公社の組織のあり方の方針（案）

造林公社は、分収造林事業の収束が
完了した段階で**解散する**。

※事業収束までの間、団体存続に必要な県からの支援は継続する。

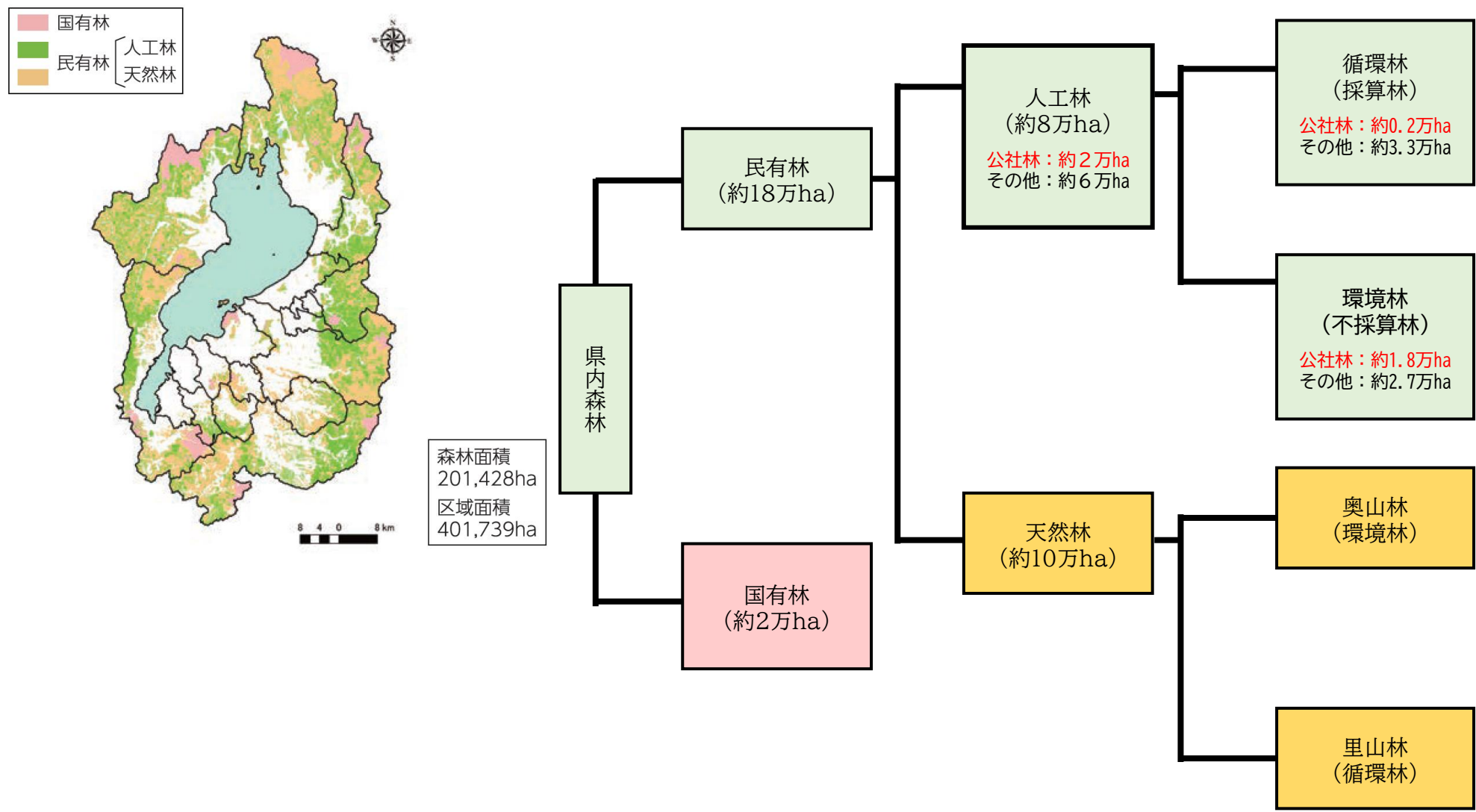
公社林整備のあり方（案）

○ 県民への責任、自然への責任、下流への責任を果たすとともに、未だ見えぬ未来を想い琵琶湖の保全を目的に造林を行った**造林公社のレガシーを継承**し、“よりよき祖先”の視点から森林の持つ水源涵養機能を将来に渡し持続的に発揮させるため、未整備森林の解消を目的に、**所有者自身による管理が難しい公社林を、滋賀県と市町の連携による公的管理によって守り育てていくこと**としたい。



【参考】県内森林の現況

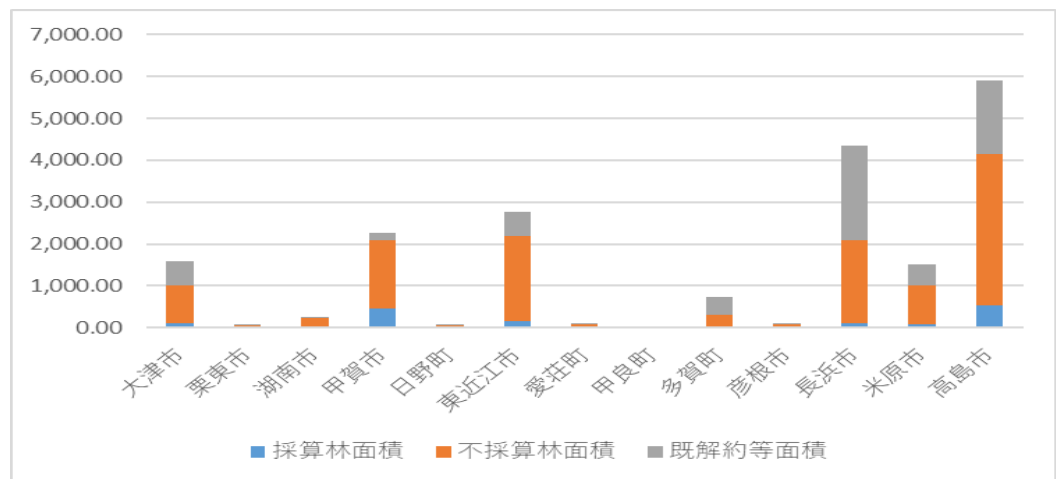
【滋賀県森林分布図】



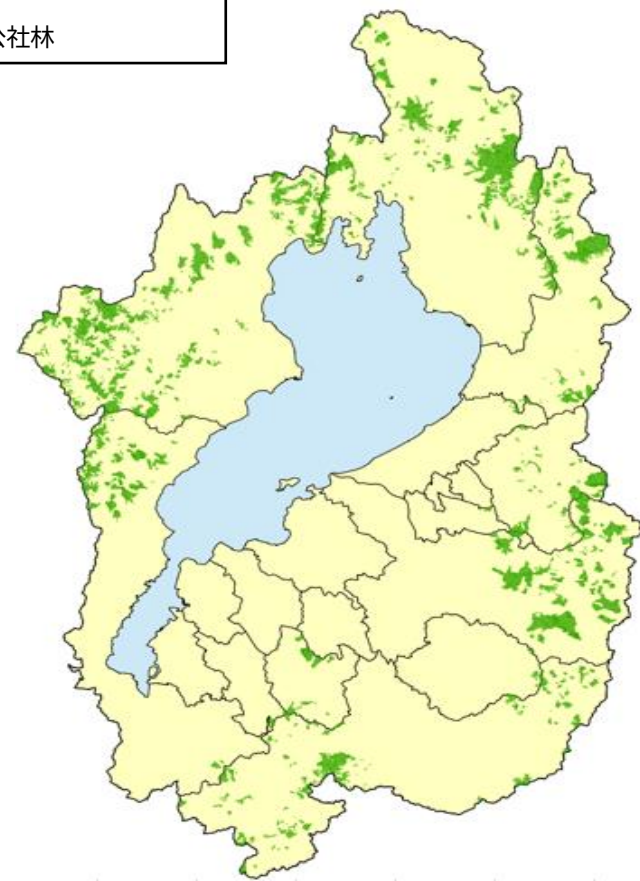
【参考】公社林の現況

- 公社林は県内に約2万haある。(下表の13市町に存在)
- 国からの指導により山間僻地への造林が行われたため、多くが奥山に造林された不採算林。

令和7年4月1日現在 (単位:ha)				
	採 算 林 面 積	不 採 算 林 面 積	既 解 約 等 面 積	合 計
大 津 市	114.90	896.85	572.30	1,584.05
栗 東 市	23.09	31.39	0.52	55.00
湖 南 市	14.91	223.58	2.81	241.30
甲 賀 市	446.89	1,639.00	173.40	2,259.29
日 野 町	0.00	49.55	23.15	72.70
東近江市	153.64	2,045.50	568.99	2,768.13
愛 荘 町	0.00	76.25	0.75	77.00
甲 良 町	0.00	6.50	0.00	6.50
多 賀 町	34.93	267.95	422.66	725.54
彦 根 市	0.00	88.01	0.26	88.27
長 浜 市	108.95	1,967.90	2,260.49	4,337.34
米 原 市	74.73	938.28	499.02	1,512.03
高 島 市	519.19	3,616.74	1,759.55	5,895.48
合 計	1,491.23	11,847.50	6,283.90	19,622.63



【凡例】
緑色:公社林

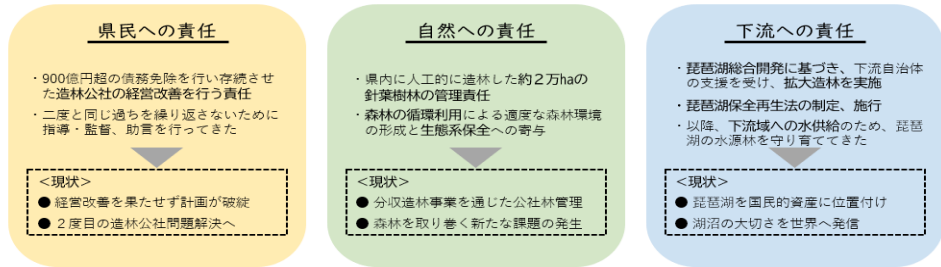


※1 採算林、不採算林面積については、令和7年4月1日現在で滋賀県造林公社が机上で推計している面積。今後、現地調査等により、さらに精査する予定。

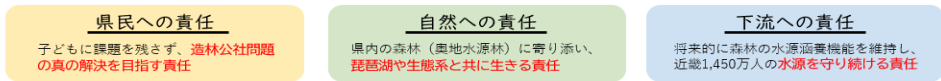
※2 採算林は、航空レーザ計測による森林解析データ(地形、推定材積量)を基に、過去の造林公社の施業実績の傾向(施業率、利用率等)を勘案し、事業地ごとに採算性を再判定したもの。

【参考】 公社林整備の規模感

県が造林公社を通じて果たしてきた責任とは・・・



これから果たしていくべき県の責任は・・・



※第3回分収造林事業あり方検討会資料から抜粋

<関係根拠法令>

琵琶湖の保全および再生に関する法律 第11条

国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

森林経営管理法 第3条第2項

市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<公社林整備に必要なコストの試算例>

公社林のうち不採算林(11,847.5ha)に、強度間伐(30年に1回)による環境林整備+定期的なモニタリング調査により針広混交林化を目指す場合

11,847.5ha × 300,000円/ha(環境林整備単価) ÷ **約35億5,000万円**

(30年間で不採算林全域に対する環境林整備を終えると仮定すると、単年あたりコスト:約1億2,000万円)

<分収造林契約を解除し、公社林が私有林になった場合の森林環境譲与税配分額への影響(試算例)>

(単位:千円)

<試算条件>

- ・全国の譲与税総額はR7当初見積額とする。
- ・全国の私有林人工林面積は、滋賀県の造林公社分のみが契約解除により私有林となり増加したものとする。



	R7予算ベース 譲与額見込み	契約解除後 譲与額(試算値)	増 減
各市町計	537,006	623,109	+86,103
滋賀県	59,668	69,235	+9,567
合 計	596,674	692,344	+95,670

あり方検討会委員からの意見

- 議論された方針案について、あり方検討会委員の長浜市長と多賀町長が公社林整備のあり方について賛否に関する意見を留保されたが、他の委員は方針案に賛成の意向を示された。
- 今後は、具体像を示した上で市町や関係機関との協議を進めるべきという意見があった。

<あり方検討会委員からの主な意見>

- ・ 当初の契約では収益を分収すると言っておきながら結局は契約解除になるので、契約者からは相当の不満が出てくるだろうと当然に予想される。最終的に契約解除の合意が得られないケースも出てくると思うので、その場合の法的なスキームを整理しておくべき。
- ・ 市町には林業の専門職員もおらず、市町だけでは森林整備は進まない。県が主導でやっていかないといけない。
- ・ 結局のところ、県がどこまでやるのか、市町の負担がどの程度になるのかが重要。
- ・ 全体的な方向性は評価するが、今後この議論を前に進めるためにも、目指す森づくりの姿や具体的な県と市町の連携の絵、役割分担など、具体像を示した上で、市町や関係機関との議論を進めてほしい。



今後の検討に向けて、まずは、市町との協議を実施

市町との協議状況

- あり方検討会での議論を受けて、県と市町で連携の可能性について協議するため、5月20日に市長会へ、5月29日に町村会へ報告を、7月8日に首長会議で、知事および各市町長が議論を行った。
- 各市町長からは、公社解散後の森林整備を市町の責任とする考え方について、厳しい意見が多い。

<市長会・町村会からの主な意見>

- ・ 公社解散という理由だけで唐突に市町責任と言われても、市町財政に大きく影響することなので、受け入れ難い。
- ・ 公社林は天然林を伐採して針葉樹林にした事業地で、不採算になったからといって、公社の森林経営を放棄し、市町責任を主張するのはおかしい。
- ・ 市町で負担が必要なら議論する必要があるので、対象とする森林の規模感や手法、コスト、連携の形などの大枠を早め
に示していただきたい。
- ・ 市町で用意できる労力には限度があり、市町が単独で公社林を含む県内の森林を整備することは不可能。

<首長会議での主な意見>

(各市町長)

- ・ 県や公社が森林の経営管理を放棄し、森林所有者や市町に対して森林経営管理法に基づき責務を押し付けるのは、森林
経営管理法の趣旨から考えてもおかしいのではないか。
- ・ 公社林事業地は、一般的な森林と異なる特殊な経緯があり一般化するべきではない。
- ・ 市町と県だけの問題ではなく、国の責任や施策について見極めるべき。
- ・ 市町に専門人材がないことも踏まえた責任分担をお願いしたい。

(県知事)

- 公社林については、県が責任を持つ形に方向修正したい。

公社問題を通して県の森林整備を考える

<あり方検討会委員からの意見>

- ・滋賀県は他県に比べ国有林が少なく、私有林が多い。今後、人口減少や少子高齢化が進行すれば所有者不明林の増加や土地の流動化が進み、モラルハザードが起こる懸念がある。滋賀県として、琵琶湖を守るためにも今後の森林所有のあり方についても検討いただきたい。
- ・所有者の中には森林を次の世代に引き継ぎたくないと思う方も多いと思うので、県として公社問題の解決を通して森林の問題にどのようにアプローチできるのか、いくつかの選択肢を検討していただきたい。

<町村会からの意見>

- ・水源林の公益性を考え、山の無い市町を含めて19市町が関わり、財源を負担し合うところまで考えてほしい。滋賀県の50年先の森林整備を公社問題の解決を通してどのように描くのか、理想像を提示してほしい。
- ・山の受益は上流だけでなく下流市町にもあるはずなので、森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、19市町で一緒に管理できるような仕組みを考えてほしい。

首長会議で知事から各市町長へ提案

県の森林を県民の社会的共通資本と捉え、県・市町・事業者等の多様な主体がオール滋賀で連携し、長期的に森林を守っていくための体制が必要ではないか。

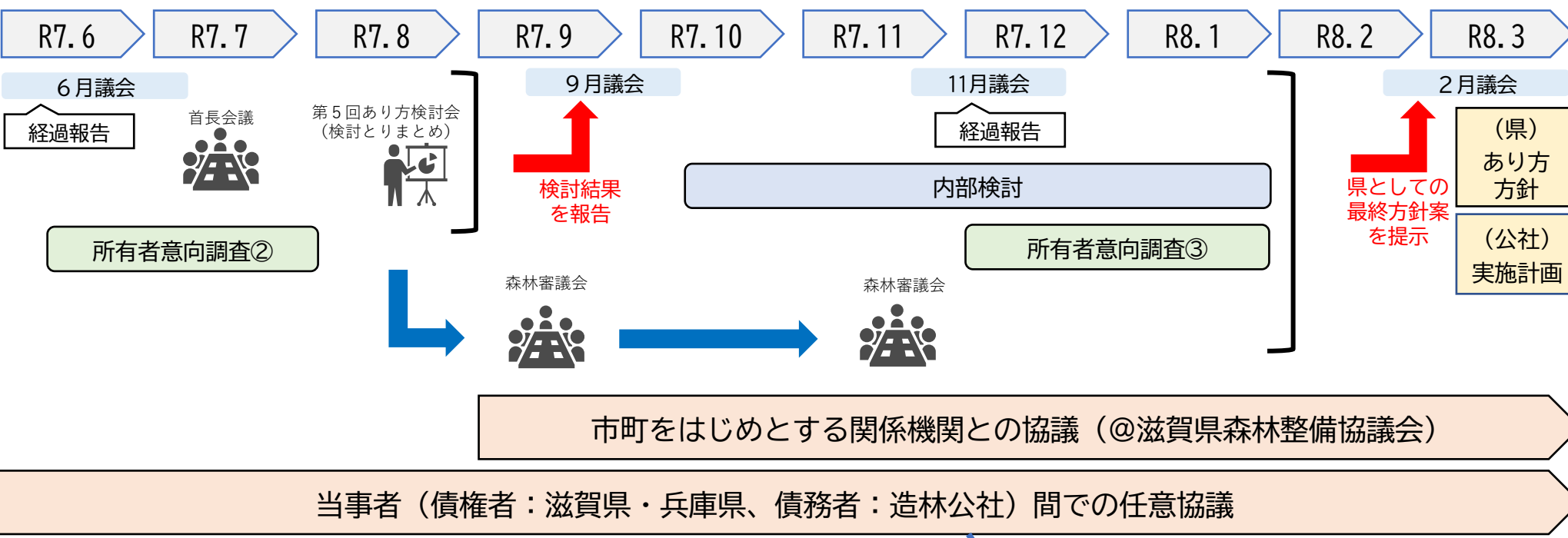
<首長会議での意見>

- ・奥地の森林については、公益性のために県と市町が協力してどのように守り育てるのか、19市町で議論していく必要がある。
- ・自然という対象で見たときには森林以外にも要素がある中で、19市町で、と言われることに大きな抵抗感がある。

今後は、公社林を除く県全体の森林整備のあり方について、
県・19市町・森林組合が滋賀県森林整備協議会で検討・議論を行う。

今後の検討スケジュール

○ 大きな進め方として、“あり方検討会での検討”、“森林審議会での審議”、“市町との協議”、“議会との議論”を踏まえた上で、最終的な方針を今年度末までに判断したい。



★公社林契約者への意向調査

- ・現在、公社林契約者に対してあり方検討に関する意向調査を行っているところ。
- ・また、秋～冬頃を目途に、今後の森林整備の方向性に当てはめた意向調査を実施予定

★債務整理

- ・一般的に様々な手法が想定されることから、まずは当事者間で解決に向けた任意協議を進めている。
- ・次期中期経営改善計画期間の最終年となる令和12年度を債務整理の期限としたい。

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）

令和6年度事業実績に基づく進行管理と点検・評価 関連施策の事例

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

1 令和6年度取組内容

- 条件不利地の人工林の針広混交林化や農業用水確保のための森林整備、道路等のライフライン沿いで危険木除去など、多様な森林整備を推進した。
- 森林整備協議会などの場を通じ、市町が主体となった森林経営管理制度の推進を支援した。
- 県内各地で再造林および災害に強い森林づくり等の促進に向けて、市町・森林組合・森林所有者などへの情報提供と意見交換を実施した。
- 主伐・再造林の推進に向け、架線系作業システムの導入に取り組む事業者に対し支援した。

2 関連施策事例

(1) 森林整備事業（造林事業）

事業内容

人工造林、除間伐や枝打ち等の保育、森林作業道の作設などの森林整備を推進した。

令和6年度事業

704,493千円（前年度からの繰越を含む）

森林整備（再造林、間伐等） 675ha

森林作業道開設 64,378m



再造林



架線による搬出間伐

(2) 森林境界明確化支援事業

事業内容

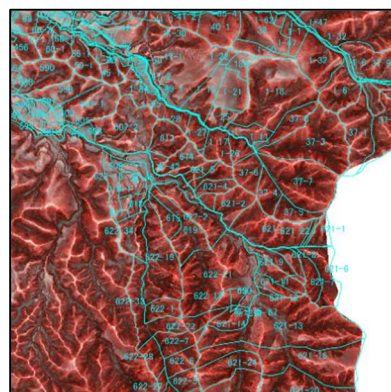
市町が実施する森林境界明確化の支援として、合成公図の作成と森林情報アドバイザーによる支援を行った。合成公図については、834haを作成し県内市町に提供した。また、森林情報アドバイザーによる支援では、森林整備協議会の検討会で森林経営管理法に基づく意向調査等の進捗状況を共有し、基本方針の策定について検討を実施するとともに、境界明確化に利用できる森林情報を共有する森林クラウドの構築について検討を行った。

令和6年度事業

- 森林情報アドバイザー制度推進事業 5,180 千円
- 森林境界明確化推進事業 6,160 千円
- 森林クラウドシステム構築事業 36,190 千円



森林整備協議会



微地形図と合成公図

3 今後の課題

- 引き続き、地域の実情に応じた多様な森林整備を促進していく必要がある。
- 再造林の促進については、森林所有者の植栽やその後の保育および獣害対策に対する負担感があるが、さらなる機運の醸成や施業の効率化によるコスト縮減等を図る必要がある。
- 航空レーザデータ解析結果を用いることで、境界明確化の実施を効率化・加速化していく必要がある。

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

1 令和6年度の実施内容

- 地域住民や森林づくり団体など多様な主体による森林づくりについて支援した。
- 地域の活動団体による森林山村資源を活用する取組に対する支援を行った。
- 森林づくり活動に取り組む企業等に対し、琵琶湖森林づくりパートナー協定のほか、森林空間活用や木材利用など多様な形で森林と関われるよう支援を行った。
- 計画的な除間伐に基づく J-クレジットの創出・活用について、2 団体に対しクレジット登録・創出の支援を行った。

2 関連施策事例

(1)「やまの健康」推進事業

事業内容

都市と「やま」をつなぎ、人や経済の循環を創出する「やまの健康」に向けた取組を実施した。具体的には、地域住民自らが、森林等の地域資源を活かし、地域経済の活性化等を目指す活動を支援するとともに、都市部の企業等に対して、パートナー協定の締結や、木材利用、森林空間利用など、「やま」との関わり方を提案することで、地域の団体・事業者等と企業のマッチング・コー

ディネイトを行った。

令和6年度事業

森の恵み活用促進事業費補助金（8団体） 3,863 千円

やまの健康推進事業 1,552 千円

びわ湖カーボנקレジットによる森林づくり推進事業 2,997 千円



SDGs エキスポ（東京ビッグサイト）で企業とのマッチング



企業に関わる森づくり



植樹のための獣害柵設置
（森の恵み活用促進事業）

（2）県民との協働による森林づくり

事業内容

第72回全国植樹祭の開催地である甲賀市において、企業や緑の少年団、県や市などによる植樹活動である「ポスト植樹祭」を現在も継続して開催するとともに、びわ湖水源のもりづくり月間である10月に、県内各地で森づくりイベント等を開催することで、県民の方々に森林づくりに関わる機会を提供した。

植樹祭を機に団員数が倍増した緑の少年団については、植樹祭後には新たに中学校団が結成されるなど、現在6千人を越えるまで増加しており、県内各地で緑の募金や植樹活動、交流大会など、継続した活動を行っている。

令和6年度事業

協働の森づくりの啓発事業 14,546 千円

湖国のみどりづくり推進事業 363 千円



水源の森オータムフェスタ 2024



緑の少年団活動



ポスト植樹祭イベント（甲賀市）

3 今後の課題

令和4年の全国植樹祭の開催を契機とし、県民に対し森林づくりや県産材利用について、一層の意識高揚を図る必要がある。

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

1 令和6年度取組内容

- 川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化に取り組んだ。
- 県産材の効率的な生産のため、施業の集約化を促進し、また高性能林業機械の導入やトラック道の整備など、効率的な素材生産に対し支援した。
- 木材流通センターが核となり、県内外の加工事業者へ安定供給する仕組みの構築を支援した。
- 住宅や公共施設、民間建築物などのあらゆる用途で県産材の利用を促進した。
- 森林資源の新たな利用について、製品開発や研究に取り組む企業等を支援した。
- びわ湖材を活用した木育活動に取り組んだ。

2 関連施策の事例

(1) 木造建築設計推進事業

事業内容

公共建築物等にびわ湖材を利用するためには、木造設計の基本的知識とびわ湖材の特性や流通状況を熟知した建築士や設計士（以下、「建築士等」とする）が必要。

このため、建築物に木材を使う意義や中大規模木造建築の設計手法、木構造・防耐火・耐久性等の専門知識、びわ湖材の特性や流通状況等について学び、びわ湖材の利用に精通した建築士や木材供給者、公共建築発注者を育成する「滋賀県木造建築セミナー」を開催した。

併せて、公共施設の発注部署や事業者に対して、公共建築物整備の構想や計画、設計段階において、「木造化促進アドバイザー」により県産木材の調達から木造設計についての具体的な助言による木造化の支援を実施した。

令和6年度事業費

委託費 4,499 千円



滋賀県木造建築セミナー

(2) 木育拠点施設整備推進事業

事業内容

滋賀県は平成 29 年（2017 年）3 月に全国の都道府県で初めて「ウッドスタート宣言」を行い、木育イベントの開催や保育施設等への木のおもちゃの貸出により、木に親しむ機会を県内各地で提供してきた。

本県で開催された全国植樹祭を契機に、令和 5 年 4 月に本県の木育の基本的な指針『つなぐ「しが木育」指針』を策定し、いつでも木に触れ合える常設型の施設となる拠点の整備を位置づけた。

令和 6 年度は、木育拠点施設の名称を公募により「しがモック」とし、改修工事に着手した。

令和 6 年度事業費

工事費・委託費 68,015 千円



森林のわくわく学習館 現況



木育広場（展示室 1）イメージ

3 今後の課題

- 引き続き、県産材利用促進条例制定を契機として、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を促進していく必要がある。
- 地域のニーズに応じた県産材の的確な供給などが必要である。
- 木育拠点を整備し、木育の取組を県内全体に広げていく。

■TOPIX 大型イベント等におけるびわ湖材の利用

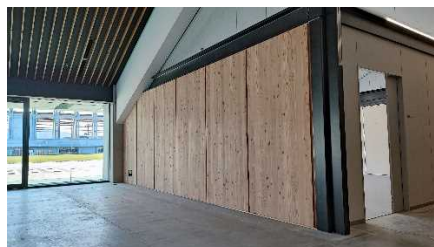
令和7年度は、関西万博や国スポ・障スポなどの大型イベントが開催されます。この会場などにも、びわ湖材が活用されています。

関西万博では、公募により選ばれた4事業者が自社の特長を生かしたベンチを滋賀県ブースに設置しています。



また、国スポ・障スポの主会場となる HATO スタジアム（彦根市）のメインエントランスには、第72回全国植樹祭でお野立所に使用した CLT を再利用しています。

さらに、7月には参議院議員通常選挙が行われますが、多賀町では選挙ポスター掲示板に県産材を活用しています。



HATO スタジアム



ポスター掲示板

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

1 令和6度の取組内容

- 「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組んだ。
- 林業就業者や森林施業プランナー、林業に携わる市町の行政担当者の研修会を実施し、人材の育成に取り組んだ。
- 森林の多面的機能や森林経営管理制度、労働安全、木材利用・木材加工等については座学による講義、GISの活用、森林経営については普及指導員を交えたワークショップ形式での講義を開催した。
- 県内全ての小学校4年生を対象とした「やまのこ」や幼児里山保育、木育など、あらゆる世代への森林環境学習を推進することにより、森林づくりへの理解を促進した。

2 主な関連施策

(1) 林業人材育成事業

事業内容

- 新規就業者コース：前期 1 名・後期 1 名 計 2 名修了
- 既就業者コース：のべ 210 名参加
- 市町職員コース：5 市町、のべ 17 名修了

令和 6 年度事業費

滋賀もりづくりアカデミー運営委託料 47,250 千円

【新規就業者コース】



伐倒練習機による伐倒練習



バックホウ練習



インターン編での伐倒練習

【既就業者コース】



オーストリア講座



架線集材研修



森林施業プランナー育成研修

【市町職員コース】



林業専用道測量設計研修



森林経営管理制度研修

(2) 森林環境学習「やまのこ」事業

事業内容

- 県内全ての小学校4年生（特別支援学校、外国人学校等も含む）を対象に、学校教育の一環として体験型の環境学習を県内9箇所の受入施設で実施
- 「やまのこ」専任指導員や教員への研修を実施することにより、学習の質の向上を図っている。
- 234校 児童13,058人が参加

令和6年度事業費

森林環境学習「やまのこ」事業 114,077千円



森林環境学習「やまのこ」

3 今後の課題

- 引き続き、人材の確保育成に努める必要がある。

第150回 滋賀県森林審議会

琵琶湖森林づくり県民税の 活用状況について

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

琵琶湖森林づくり事業

▶ 環境を重視した森林づくり

- ① 陽光が差し込む適切な森林整備
 - ・ 環境林整備事業、二ホンジカ捕獲など
- ② 次世代の森の創生
- ③ 森林資源の循環利用と二酸化炭素の固定
 - ・ 間伐材の利用や機械化の促進など
- ④ 森林の防災機能の強化
 - ・ 災害に強い森林づくり事業

▶ 県民協働による森林づくり

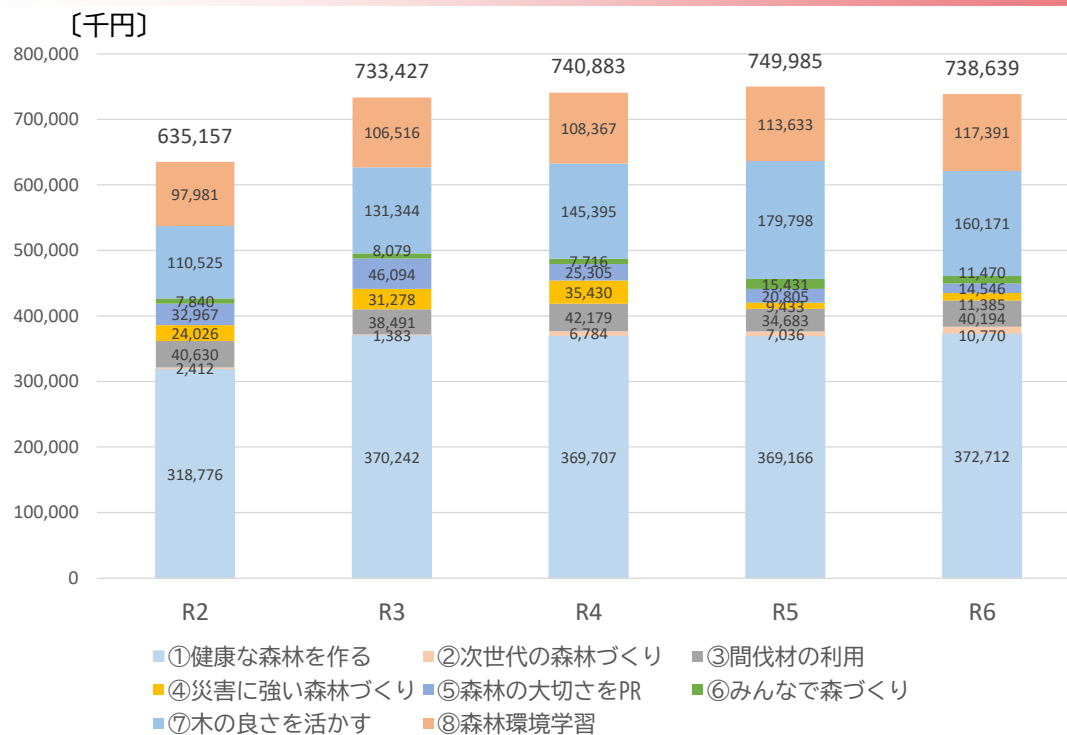
- ⑤ 森林づくりへの理解や参加の促進
- ⑥ 多様な主体による森づくり活動への支援
 - ・ 「やまの健康」（農山村の活性化）など
- ⑦ 木のぬくもりや良さの体感
 - ・ 「びわ湖材」の利用促進、「木育」の推進など
- ⑧ 森林環境学習や次代の人材育成
 - ・ 「やまのこ」や「しが自然保育」の推進など



県民税の事業費の推移



Mother Lake
Goals



（各年度の事業費は、前年度からの繰越を含む。）

3



Mother Lake
Goals

活用事例

➤ 琵琶湖森林づくり事業

4

①陽光が差し込む適切な森林整備

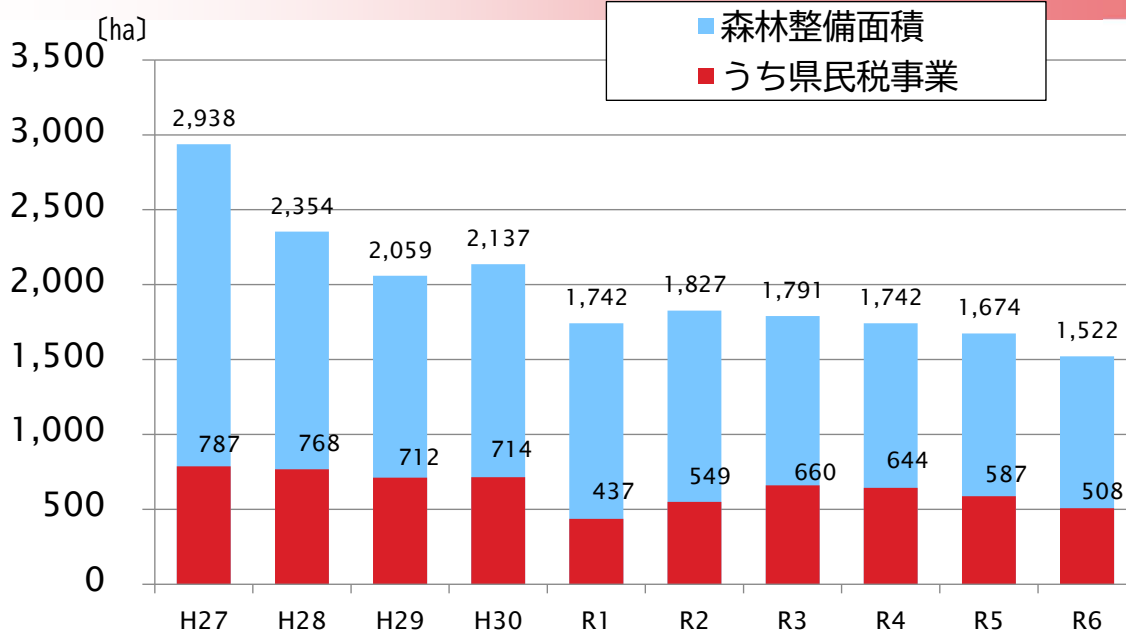


強度に間伐を行い、針葉樹と広葉樹が混交する多面的機能の高い森林「環境林」へ誘導する



植栽木や下層植生に影響を与えるニホンジカの捕獲

森林整備面積

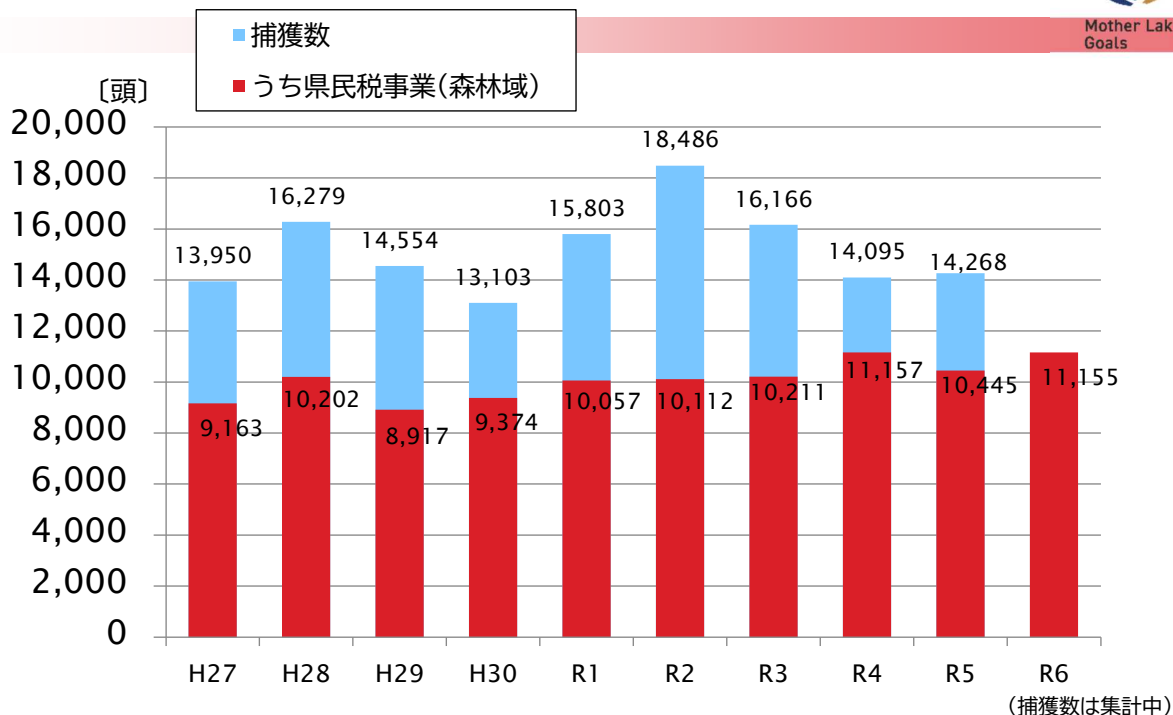


- ▶ 森林整備のうち、環境重視の視点に立った、環境林整備等について県民税事業により整備。

ニホンジカの捕獲頭数



Mother Lake
Goals



- ・ 森林域での捕獲に対し県民税事業で助成
- ・ 下層植生衰退の改善に寄与

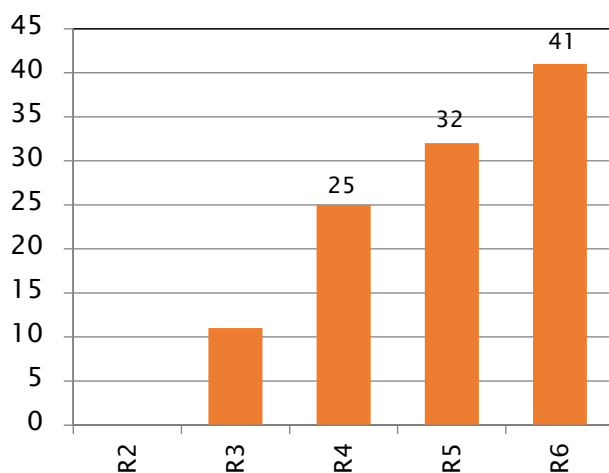
7

④森林の防災機能の強化



Mother Lake
Goals

箇所 ライフライン保全整備箇所数（累計）



整備前



整備後

- ・ 広域的な視点により、重要インフラ周辺の森林の予防伐採について県民税事業により支援

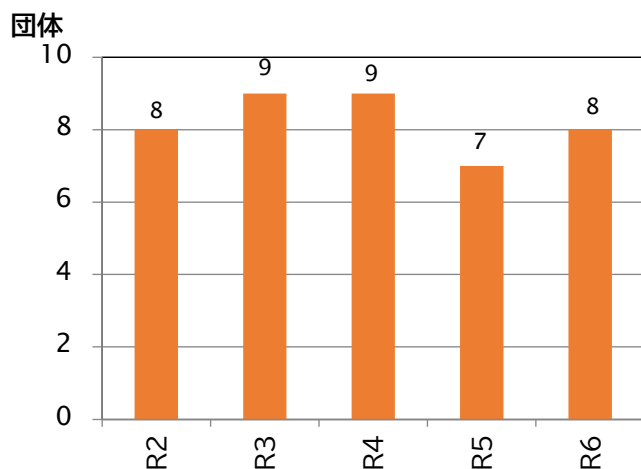
8

⑥多様な主体による森づくり活動への支援



Mother Lake Goals

●森の恵み活用促進事業



スギ・ヒノキのアロマオイル
(森林資源活用)



森林ヨガ体験
(森林空間活用)



未利用材の地域内循環(木炭の生産)



未利用材の地域内循環(薪の販売)

- ・地域資源を活用した商品やサービスの開発に向けた取組について、県民税事業によりスタートアップの3年間について支援
- ・商品化し販売するなど取組が継続しており、農山村の活性化(やまの健康)に繋がっている。

9

⑦木のぬくもりや良さの体感

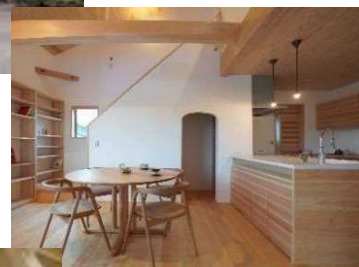


Mother Lake Goals

- ▶ 木製品の導入
 - 木製備品の購入支援
- ▶ あらゆる用途への木材利用
 - 公共施設、住宅や民間施設などへの県産材利用拡大支援
- ▶ その他
 - びわ湖材利用の研究開発



教育施設での活用



一般住宅での活用



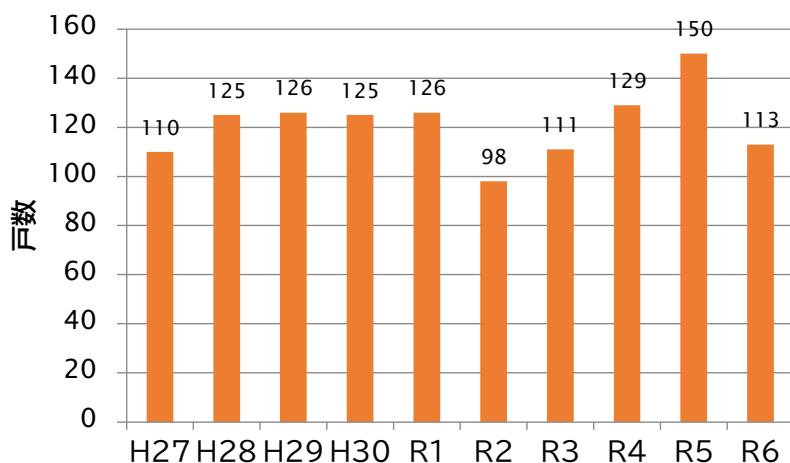
公共施設での活用

10

びわ湖材を使用した住宅の助成戸数



Mother Lake
Goals



びわ湖材を使用した住宅

- ・木に触れる機会を提供するため、びわ湖材を使用した一戸建て住宅等の新築等を森林県民税事業で支援

11

⑦木のぬくもりや良さの体感



Mother Lake
Goals

○「しが木育」

木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組

- ・木育イベント開催等木育の場の確保
- ・保育所等へ木育製品の貸し出し
- ・木の魅力を伝える木育指導者の育成



木育イベント



木育製品の貸し出し

つなぐ「しが木育」指針



R5.4策定

12

木育拠点施設整備推進事業、(新)木育拠点施設管理運営事業

県立近江富士花緑公園の既存施設を改修して県の木育拠点施設とする



『つなぐ「しが木育」指針』を策定(令和5年4月)

「しが木育」…子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組

目指す姿

- 県民の健康で快適な暮らし
- 「やまの健康」・「健康しが」の実現
- 木づかい文化や森川里湖のつながりの継承

木とふれあうことは木育の入り口であり大事な機会であるが、県内には誰もがいつでも木にふれ親しむことのできる施設が少ないのが現状

豊かな自然環境を活かした滋養らしい木育拠点施設を整備

- ・木育製品の展示体験を通して、木や森林に親しみ学ぶ拠点(ハード)
- ・木育指導者を育成するとともに、県内各地に「しが木育」を発信する拠点(ソフト)

①森林のわくわく学習館 S48,平屋建,507㎡

→「しがモック」に改修

【R6・7年度】工事、備品購入

役割:木育(乳児/幼児〜)/展示コーナー/事務室/倉庫



メインスペース イメージ



エントランス イメージ



展示スペース イメージ

②林業普及センター S47,2階建,986㎡

→1階一部(192㎡)を「多目的室」に改修

【R7年度】工事

役割:多目的室(木育WS、木育講座、等)

倉庫(貸出用木育製品保管、他)

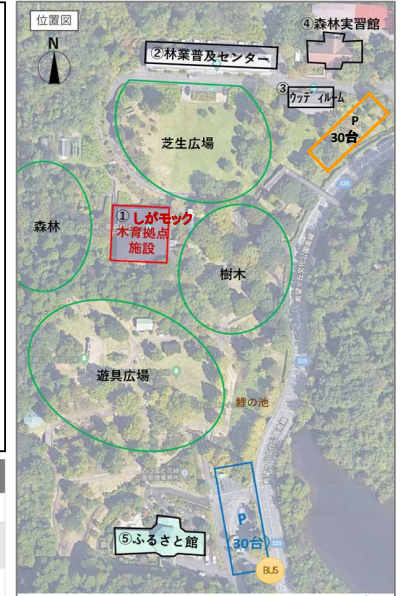


イメージ

③ウッドテイルーム S62,平屋建,160㎡

→改修 【R7年度】工事

役割:木工室(小学生〜大人 木工体験等)



スケジュール	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
しがモック(旧:森林のわくわく学習館)	検討WS、詳細設計	改修工事	改修工事、運営委託 オープン	
林業普及センター(多目的利用) ウッドテイルーム(木工室)		詳細設計	改修工事	運用開始
駐車場			測量、設計、工事	供用開始

⑧次代を担う子どもたちへの森林環境学習



○自然を活用した幼児教育・保育を行う団体を認定する

「しが自然保育認定制度」

…認定団体数 13団体(R6年度末)

○県内全ての小学4年生を対象とした森林環境学習

「やまのこ」…実施学校数 234校(R6、実施率100%)



自然保育実施状況



やまのこ実施状況